

## 生徒心得

この心得は、私たちがよりよい学校生活を送るために定めたものである。これをもとに、本校生としての自覚を持ち、常に身分証明書（学生証）を携帯し、規則を守り、学習に励み、充実した規律正しい生活を送り、将来教養ある有為な社会人となるように努めよう。

### 1. 礼儀・公衆道徳

- 生徒間においては、言葉使いや態度に気をつけるなど、粗野な言動を慎み、努めて互いに会釈や挨拶を交わせるように親愛の心で接すること。
- 通学途上においても交通ルール・マナーを守って他人に迷惑をかけないようにすること。電車・バスの中では人に席を譲るなど思いやりの心を持つように心掛けること。
- 全ての公共の施設・設備・文化財等は、汚損することのないよう丁寧に取り扱うよう心掛けること。
- 男女間の交際については、特に礼節を保ち、健全であるように努めること。
- 団体行動の時は、各自行動に注意し、全体の統制を乱さないこと。
- 講演・映画・演劇等の会場では、環境や雰囲気を乱し、迷惑となる言動をしないこと。

### 2. 通学及び交通安全

- 通学については、所定の通学路を通り、交通ルールやマナーを守って他人に迷惑をかけたり、事故など起きないように心掛けること。
- 道路の歩行や自転車の運転の時は横隊列を組まないこと。また、自転車の二人乗り、無灯火、傘さし運転、スマホ・音楽のながら運転などをしないこと。万一、違反または事故の発生した時は、速やかに警察や学校に連絡すること。
- 自転車については、必ず自転車保険に加入すること。
- バイク・自動車の免許取得、購入・運転については禁止する。

### 3. 校内生活

- 校舎内では大声を出したり走り回ったりしないこと。また、授業中は授業規律を守って学習に取り組み、他人の迷惑になる言動は慎むこと。
- 貴重品は鍵付きのロッカーに入れるなど各自の責任で管理すること。また、移動の際は、必ず携行するか担任に預けること。
- 金銭その他の物品を貸借しないこと。

- 授業以外において、教室その他の設備・物品を使用する時は、必ず係の先生に届け出て許可を受けること。
- 校舎校具は大切に取り扱い、万一破損した場合は、速やかに担任・係に申し出ること（その事由に関わらず弁償しなければならない）。
- 遺失・拾得の場合は、速やかに生徒指導課に届け出ること。
- 生徒会、ホームルームの役員、日直は、その責任を自覚し、誠実にその仕事に取り組み、生徒は役員を適性に選出し、その任務に協力すること。
- 常に、清潔・整頓に心掛け、各自の清掃分担区域は責任を持って美化に努めること。
- 登校後は下校まで許可なく外出することを禁止するが、やむを得ない場合は担任に申し出て外出許可を受け、外出許可証を携帯すること。
- 学業に不必要な物は学校に持参しないこと。また、家庭学習に必要な物は持ち帰ること。

### 4. アルバイト

アルバイトを実施する場合は、事前に担任を通じて実施届を提出しなければならない（その際、誓約書を併せて提出する）。アルバイト実施後、著しい遅刻や欠席、あるいは校則違反等、学校生活との両立が困難と認められた時は、ただちにアルバイトを停止しなくてはならない。

### 5. 欠席・遅刻・早退・忌引等

- 欠席する時は、保護者から担任まで電話連絡してもらうこと。病院などの通院については、学校生活に支障をきたさないようにすること。

なお、欠課時数が規定を超えると、単位認定が受けられず成績に大きく影響する。
- 遅刻した時は、そのまま教室には入れない。まず、職員室に行き「遅刻カード」に必要な事項を記入し、そのカードを持って教科担当に渡すこと。

なお、バスや電車が遅れた時は、「遅延証明書」をスマホで取得し、それを提出すると遅刻とはならない。
- 早退する時は、必ず担任に申し出て「早退届」をもらってから帰宅すること。勝手に帰宅しないこと。
- 忌引きについては、必ず担任に届け出ること。

### 6. 服装・頭髪等

- 制服には学校という空間での一体感や愛校心などを醸成する役割もある。また、私服としての意味合いもあるので着崩したりせず、正しい着こなし方をしなけ

- なければならない。別表に定める制服を着用すること。
- 校内、登下校および本校生としての校外行事に参加の際は、制服を着用すること。
- やむを得ない事由により制服を着用できない場合は、担任を通じて生徒指導課に「異装許可願」を提出し、許可を得ること。異装中は常に許可証を携帯すること。
- 頭髪においては、パーマ、染毛、部分染、脱色やドライヤー・アイロンの過度な使用による変色、つけ毛（エクステンション等）は禁止する。違反した場合はもとの髪色に戻すまで指導を行い、度重なる指導でも改善が見られない場合は再登校指導も行う。生まれつき茶色っぽい髪色でも、過去に染色やアイロンなどで明らかに変色している場合は指導することがある。
- 口紅、マニキュア、アイシャドー等の化粧品やイヤリング、ピアス、ネックレス、ネイル等の装身具は禁止する。
- 防寒着、マフラー、手袋の着用はよいが、色・形は華美にならないように留意し、室内では着用しないこと。

### 7. 風紀・その他

飲酒、喫煙等法律に違反する行為はもとより、次に示すような行動はしないこと。

- 不健全な飲食店・娯楽場・遊技場への出入り
- 夜間の単独外出、無断外泊、夜遊び等
- 不純異性交遊

### 8. バイク・四輪の自主規制について

**自主規制とは何か**

過去、バイクの普及にともなって高校生の交通事故が急増した。滋賀県高等学校PTA連合会は事態を憂慮し、高校在学中にはバイクなどを使用させないことを決議したいわゆる「3+1ない運動」である。

3＋1ない運動とは：

- ①バイクや自動車の「運転免許を取らない。
- ②乗らない。
- ③買わない。
- ④親は子供の要求に負けない。」

入学時には、上の趣旨に沿って、在学中、自主規制を守る旨の保護者・生徒連名の「誓約書」を提出することになっている。

本校でもバイクの免許取得、乗車の禁止、自動車免許の取得制限を実施している。法で認められた免許取得、その他を、あえて<禁止>するのは、何よりも生徒と一般市民の生命財産を守りたいという保護者・学校の並々ならぬ決意であることを生徒諸君には十分に理解してもらいたい。

禁止・制限の内容は、バイクは、在学中、全面免

許取得乗車の禁止。自動車は、在学中、全面運転禁止。自動車免許については、3年生の2学期末試験（12月初旬）終了後、教習所入所を認める。在学中に取得した免許証は、免許取得と同時に学校に預けるか保護者で管理する（詳しい説明はその時期に行われる）。